

県立高等学校長 } 様
県立伊奈学園中学校長 }

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応した臨時休業等
について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策については、すでに御対応いただいているところですが、現在、国内でも感染が拡大し、児童生徒や教育関係者への感染も確認されているところです。

つきましては、別添写しの文部科学事務次官からの令和2年2月28日付け元文科初第1585号を踏まえ、本県における徹底した感染症拡大防止対策を講じていくため、下記のとおり対応願います。

また、令和2年2月26日付け教生指第551号の通知に基づき、校内での生徒指導体制について万全を期すようお願いいたします。

記

1 臨時休業について

- (1) 感染症拡大防止の観点踏まえ、全ての県立高等学校及び伊奈学園中学校において、令和2年3月2日（月）から学年末休業日前まで、臨時休業とすること。
- (2) 臨時休業期間中に生徒が不要不急の外出をしないよう指導するとともに、保護者に協力を求めること。また、自宅において、咳エチケットや手洗い等の感染症拡大防止対策を行うよう指導すること。

2 県公立高等学校入学者選抜の実施について

当初の日程どおり実施する。その際、令和2年2月28日付け事務連絡「高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について（第3報）」等に基づき、必要な感染症拡大防止対策を講じた上で実施すること。

学 力 検 査	： 2月28日（金）
実技検査・面接	： 3月 2日（月）
追 検 査	： 3月 4日（水）
発 表	： 3月 9日（月）

3 卒業式等の実施について

- (1) 卒業式を実施する場合は、以下のとおりとする。
 - ア 卒業式に係る予行等は取りやめ、式典のみ実施すること。
 - イ 卒業式当日の参加者を卒業生及び教職員のみとすること。
 - ウ 会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること。
 - エ 卒業式全体の時間を短縮すること。
(祝辞の割愛、式辞等を文書で配布、卒業証書は代表生徒のみに授与など)
 - オ 必要な感染症拡大防止対策を講じること。
- (2) 修了式や部活動等については、実施しない。

4 教育課程について

- (1) 今回の臨時休業により、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- (2) 生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。なお、今回の臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

5 教職員の出勤等の服務について

- (1) 教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させること。
- (2) 感染症拡大防止の観点から、校内で調整するなどし、時間単位での使用を含め、年次休暇の積極的な使用を促進すること。
- (3) 併せて、令和2年2月26日付け教県第1012-1号「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等について（通知）」に基づき適切に対応すること。

6 その他

- (1) 埼玉県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症への対応について特設ページを開設し、県内公立学校に対する通知等を掲載していることから、適宜活用すること。
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/coronavirus/index.html>)
- (2) 別添「大野元裕埼玉県知事からのメッセージ」を生徒及び保護者へ周知すること。
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/top-news/nw2020022801.html>)

< 1 及び 3(2)について >

担当：保健体育課 健康教育・学校安全担当
電話：048-830-6964

< 2 について >

担当：高校教育指導課 学びの改革担当
電話：048-830-6773

< 3 及び 4 について >

担当：高校教育指導課 教育課程担当
電話：048-830-7391

< 5 について >

担当：県立学校人事課 学事担当
電話：048-830-6735